

平成30年度 第1回 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会
次第

日時：平成30年 5月21日（月）午後2時から

場所：佐倉市役所社会福祉センター地下研修室

1 開会

2 議事

(1) 佐倉市の高齢者福祉等の状況について

(2) 第7期計画における介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備について

3 閉会

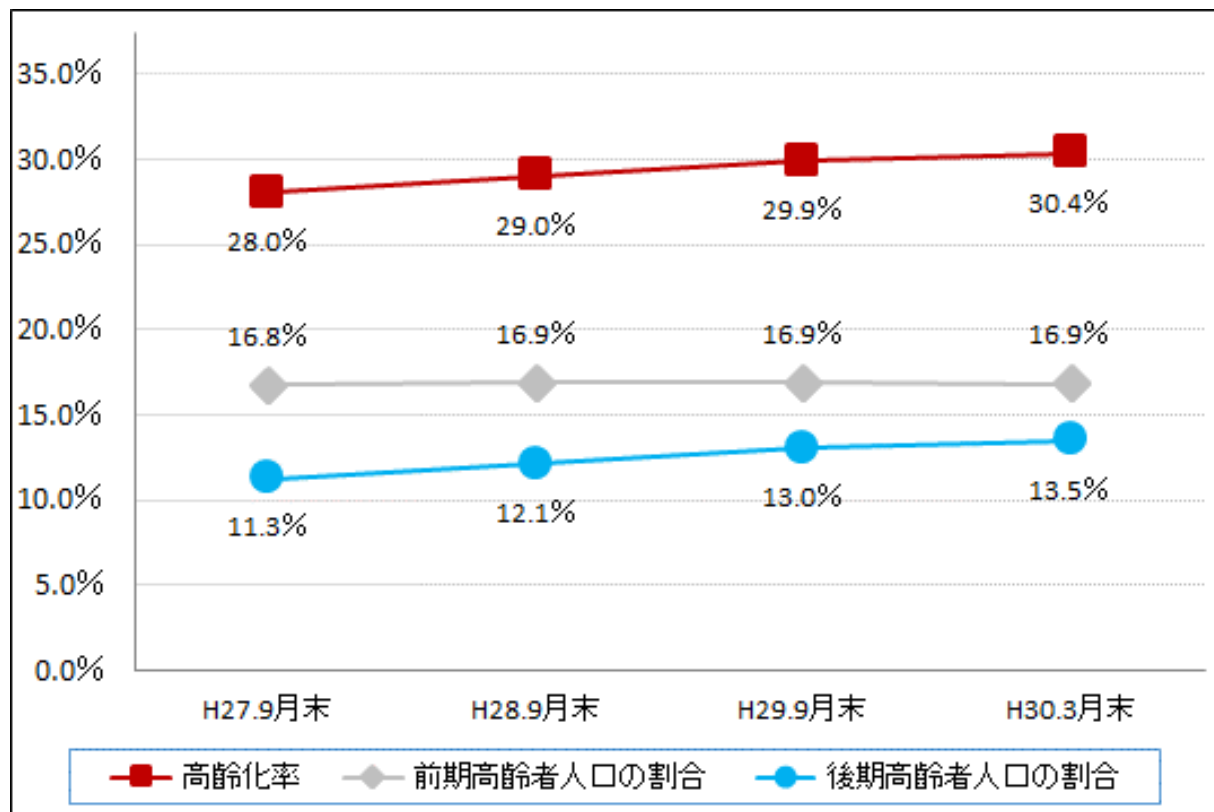
佐倉市の高齢者人口・介護保険の状況

「高齢者人口の推移」

〔単位：人〕

区分	第 6 期・実績			実績 平成30年 3月末	第 7 期・推計		
	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末		平成30年 9月末	平成31年 9月末	平成32年 9月末
全人口	177,112	176,836	176,300	176,059	<u>175,947</u>	<u>175,273</u>	<u>174,492</u>
40歳未満	66,379	65,139	63,778	63,219	<u>62,605</u>	<u>61,241</u>	<u>60,007</u>
40～64歳	61,073	60,336	59,734	59,397	<u>59,361</u>	<u>59,152</u>	<u>58,873</u>
65歳以上 (全人口比)	49,660 (28.0%)	51,361 (29.0%)	52,788 (29.9%)	53,443 (30.4%)	<u>53,981</u> (30.7%)	<u>54,880</u> (31.3%)	<u>55,612</u> (31.9%)
65～74歳 (全人口比)	29,686 (16.8%)	29,901 (16.9%)	29,813 (16.9%)	29,687 (16.9%)	<u>29,417</u> (16.7%)	<u>28,909</u> (16.5%)	<u>28,738</u> (16.5%)
75歳以上 (全人口比)	19,974 (11.3%)	21,460 (12.1%)	22,975 (13.0%)	23,756 (13.5%)	<u>24,564</u> (14.0%)	<u>25,971</u> (14.8%)	<u>26,874</u> (15.4%)

「高齢化率の推移」



「要支援・要介護認定者数の推移」

[単位：人]

区分	第6期・実績			実績 平成30年 3月末	第7期・推計		
	平成27年 9月末	平成28年 9月末	平成29年 9月末		平成30年 9月末	平成31年 9月末	平成32年 9月末
要支援1	1,137	1,270	1,300	1,220	<u>1,321</u>	<u>1,333</u>	<u>1,343</u>
要支援2	1,253	1,303	1,272	1,335	<u>1,311</u>	<u>1,330</u>	<u>1,354</u>
要介護1	1,120	1,072	1,138	1,130	<u>1,162</u>	<u>1,210</u>	<u>1,260</u>
要介護2	1,029	1,010	989	984	<u>1,016</u>	<u>1,030</u>	<u>1,034</u>
要介護3	721	796	834	809	<u>877</u>	<u>914</u>	<u>956</u>
要介護4	861	846	859	891	<u>876</u>	<u>888</u>	<u>910</u>
要介護5	564	541	597	615	<u>634</u>	<u>666</u>	<u>705</u>
計	6,685	6,838	6,989	6,984	<u>7,197</u>	<u>7,371</u>	<u>7,562</u>

※要支援・要介護認定者数には第2号被保険者（40～64歳）を含みます。

「介護（予防）サービス受給状況（平成30年3月末現在）」

[単位：人]

区分		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
居宅介護 （介護予防）サービス	受給者④ (A/G)	441 (36.1%)	742 (55.6%)	879 (77.8%)	747 (75.9%)	494 (61.1%)	425 (47.7%)	239 (38.9%)	3,967 (56.8%)
地域密着型 （介護予防）サービス	受給者⑤ (B/G)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	280 (24.8%)	174 (17.7%)	133 (16.4%)	107 (12.0%)	64 (10.4%)	758 (10.9%)
施設介護 サービス	介護老人 福祉施設 受給者⑥ (C/G)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18 (1.6%)	52 (5.3%)	160 (19.8%)	237 (26.6%)	211 (34.3%)	678 (9.7%)
	介護老人 保健施設 受給者⑦ (D/G)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43 (3.8%)	70 (7.1%)	103 (12.7%)	128 (14.4%)	66 (10.7%)	410 (5.9%)
	介護療養型 医療施設 受給者⑧ (E/G)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (0.3%)	4 (0.7%)	7 (0.1%)
	小計	0 (0.0%)	0 (0.0%)	61 (5.4%)	122 (12.4%)	263 (32.5%)	368 (41.3%)	281 (42.7%)	1,095 (15.7%)
	要支援・要介護認定者⑨		1,220	1,335	1,130	984	809	891	615

高齢者福祉関連の主な施策・サービス実績

第1章 「生きがい・介護予防」

～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

1 社会参加の促進と福祉意識の高揚

(1) 地域活動の振興〔計画：P.37～〕

① 高齢者クラブの活動支援

項目	実績		実績
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
単位クラブ数（クラブ）	65	66	65
会員数（人）	2,886	2,980	3,007

② 老人憩の家の管理運営

項目	実績		実績
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
のべ利用者数（人）	29,794	27,716	28,150
うすい荘（人）	8,976	8,662	7,867
千代田荘（人）	6,362	5,909	6,225
志津荘（人）	14,456	13,145	14,058
利用件数（件）	2,035	1,925	1,955
うすい荘（件）	697	644	554
千代田荘（件）	414	429	469
志津荘（件）	924	852	932

③ ボランティア活動に対する支援

項目	実績		実績
	平成27年度	平成28年度	平成29年度
団体登録数（団体） 〔登録会員数計（人）〕	108 〔2,796〕	117 〔2,999〕	114 〔2,854〕
個人ボランティア登録者数 （人）	141	171	223

(2) 敬老事業の推進 [計画：P.40～]

①敬老会の実施

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
参加者数 (人)	6,345	6,613	6,825
参加率 (%)	30.9	29.8	28.8

②敬老祝金の贈呈

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
99歳 (人) [2万円贈呈]	54	40	47
100歳 (人) [5万円贈呈]	33	37	30

2 生涯学習活動と就労支援

(2) 就労支援 [計画：P.41～]

①佐倉市シルバー人材センターへの支援

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
会員数 (人)	983	1,010	1,021
就業のべ人数 (人日)	92,472	98,197	104,896
受注件数 (件)	15,009	15,769	16,723

②高齢者福祉作業所の活用

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数 (回)	194	182	182
〔のべ参加者数 (人)〕	[2,535]	[1,637]	[1,709]
籐工芸	35 [410]	34 [308]	36 [305]
七宝工芸	30 [250]	33 [206]	36 [226]
刺繍	35 [398]	34 [253]	36 [307]
竹工芸	40 [721]	37 [499]	38 [518]
園芸	54 [756]	44 [371]	36 [353]

3 いきいき健康づくり

(1) 健康づくりの推進〔計画：P.43～〕

③はり、きゅう、マッサージ等利用助成

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請者数 (人)	4,104	3,814	3,793
交付枚数 (枚)	46,080	42,564	42,504
利用枚数 (枚)	21,127	20,142	20,632

4 介護予防の総合的な推進

(1) 一般介護予防事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

〔計画：P.45～〕

②介護予防普及啓発事業

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
講演会の開催 (回)	2	1	2
介護予防教室等の開催 (回)	1,149	1,287	1,183
佐倉わくわく体操会の開催 支援 (団体)	2	14	16

③地域介護予防活動支援事業

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防ボランティア養成 人数 (人)	43	44	43
介護予防ボランティア登録 者数 (人)	114	144	182
補助金の交付 (団体)	—	27	37
週 1 回以上活動する通いの 場 (カ所)	34	60	81

(2) 介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）〔計画：P.47～〕

①訪問型

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護相当サービス（人）	－	－	※ 516
訪問型生活援助サービス（人）	－	－	※ 2
訪問型短期集中予防サービス（人）	－	－	2

②通所型

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
通所介護相当サービス（人）	－	－	※ 895
通所型短期集中予防サービス（人）	－	－	14

※平成30年2月実績

(3) 介護予防・生活支援サービスの体制整備〔計画：P.50～〕

②協議体の設置及び運営

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
協議体開催回数（回）	0	0	17

第2章 「生活支援・住環境整備」

～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

1 安心できる在宅福祉サービスの提供

(1) ひとり暮らし・高齢者世帯を支える在宅福祉サービス

〔計画：P.51～〕

① 高齢者等ふれあい配食サービス

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
配食対象者・年度末時点（人）	147	149	140
のべ配食数（食）	17,783	18,730	18,803

② 緊急通報装置の貸与

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
貸与対象者・年度末時点（人）	166	163	159

(2) 在宅生活における介護者等への負担軽減〔計画：P.52～〕

① 紙おむつ等の購入費用助成

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請者数（人）	996	997	1,074
交付枚数（枚）	20,574	20,064	21,682
利用枚数（枚）	14,807	14,694	15,808

② 訪問理美容出張費用の助成

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請者数（人）	13	14	19
交付枚数（枚）	38	51	63
利用枚数（枚）	16	33	27

③生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数（人）	2	1	4
利用人数（日）	24	9	50

④福祉タクシー利用料金の助成

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
福祉タクシー券申請者数（人）	11	14	15
福祉寝台車券申請者数（人）	6	2	0

⑤介護者教室

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数（回）	10	10	20
のべ参加者数（人）	185	186	272

⑥介護者のつどい

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数（回）	40	40	40
のべ参加者数（人）	397	385	306

⑦介護マークの交付

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付枚数（枚）	15	6	6

（3）見守り支援・もしもの時の支援〔計画：P.53～〕

①高齢者安心カードの交付

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付枚数（枚）	70	31	28

②救急医療情報キットの給付

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
のべ給付数（個）	25,012	27,763	30,630

④2市1町SOSネットワーク

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
検索回数（回）	41	29	30
事前登録（ステッカー交付） 者数（人）	32	35	30

2 認知症にやさしい佐倉の推進

（1）認知症の理解を深めるための普及・啓発〔計画：P.55～〕

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症サポーター養成講座 開催回数（回）	59	53	52
認知症サポーター養成講座 受講者数（人）	2,369	2,511	1779
認知症サポーター数（人）	14,165	16,676	18,455

（2）認知症の人と介護者を支えるネットワーク強化〔計画：P.55～〕

①物忘れ相談の実施

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施回数（回）	9	9	9
相談件数（件）	22	27	24

②認知症初期集中支援チームの配置

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症初期集中支援チーム 数（カ所）	—	5	5

(3) 認知症の人とその家族の視点を重視したやさしい地域づくり

〔計画：P.56～〕

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認知症地域支援推進員の配置（人）	5	5	5
オレンジカフェ開設数（カ所）	5	5	9

3 権利擁護と地域での見守り

(1) 成年後見制度〔計画：P.57～〕

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度・市長申し立て件数（件）	3	7	9

第3章 「医療・介護」

～いつまでも自分らしく生きるために～

2 介護保険サービスの充実

(2) 介護保険制度の円滑な運営や給付の適正化〔計画：P.65～〕

①サービスの質の担保

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
集団指導（回）	1	1	1
実地指導（回）	2	12	3

③介護給付適正化事業の推進

項目	実績		実績
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
適正化主要 5 事業の実施数 （事業）	5	5	5

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画（以下「高齢者計画」という。）に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) 介護保険法第115条の48の規定による支援体制に関する検討をすること。
- (9) その他高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者を公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室への配架及びインターネットの佐倉市ホームページへの登載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること(第4号に定める事項を除く。)

(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

(4) 認知症対策検討会 介護保険法第117条第3項第6号に掲げる事項の検討に関すること。

2 前項第1号から第3号までに掲げる検討会の委員は、委員のうちから会長が選定する。

3 第1項第4号に掲げる検討会の委員は、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び前条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日決裁 20佐高第596号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月15日決裁 25佐高第103号）

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

附 則（平成27年9月1日決裁 27佐高第758号）

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日決裁 27佐高第1197号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

推 進 懇 話 会	分野	選出区分	定数14人
	医療	1 医師	1人
		2 歯科医師	1人
	福祉	3 社会福祉協議会	1人
		4 民生委員・児童委員	1人
		5 ボランティア団体	1人
		6 高齢者クラブ	1人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1人
		8 在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9 公募市民	5人
学識	10 学識経験者	1人	

別表第2（第10条関係）

区分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会長	日額 8,100 円
	副会長	日額 7,600 円
	委員	日額 7,600 円

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 平成28～29年度開催状況

●平成28年度

第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 【2016年(平成28年)5月9日】	(1) 委嘱状交付 (2) 推進懇話会の所掌事務について (3) 市の高齢者福祉及び介護保険の概況について (4) 今後のスケジュールについて (5) その他
第1回認知症対策検討会 【2016年(平成28年)7月22日】	(1) 平成27年度認知症施策推進事業報告について (2) 平成28年度認知症施策推進事業計画について (3) 認知症初期集中支援事業の実施(案)について (4) その他
第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 【2016年(平成28年)7月29日】	(1) 次年度の地域包括支援センターについて (2) 新しい地域支援事業について ・ 介護予防・日常生活支援総合事業について ・ 在宅医療・介護連携推進事業について ・ 認知症施策推進事業について (3) 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の改正について (4) その他
第3回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 【2016年(平成28年)9月30日】	(1) 佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業(案)について (2) その他
佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(事業者選考検討会) 【2016年(平成28年)11月1日】	(1) 地域密着型サービス事業者の公募に伴う応募事業者の選考について
第4回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 【2017年(平成29年)1月16日】	(1) 平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託法人候補者の選考結果について (2) その他 ・ 地域密着型サービス運営事業者の公募結果等について ・ 第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定に係るアンケート調査の件について
第2回認知症対策検討会 【2017年(平成29年)1月31日】	(1) 認知症初期集中支援チームの活動状況について (2) 認知症初期集中支援チームの対応事例検討(非公開) (3) その他

●平成29年度

<p>第1回認知症対策検討会 【2017年(平成29年)6月23日】</p>	<p>(1)平成28年度認知症施策推進事業報告について (2)平成29年度認知症施策推進事業計画について (3)認知症高齢者等の運転対策について (4)その他</p>
<p>第1回佐倉市高齢者福祉・介護 計画推進懇話会 【2017年(平成29年)6月26日】</p>	<p>(1)認知症対応型通所介護事業所の指定について (2)第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について (3)計画策定に向けたアンケート調査について (4)佐倉市における高齢者福祉等の状況について</p>
<p>第2回佐倉市高齢者福祉・介護 計画推進懇話会 【2017年(平成29年)8月21日】</p>	<p>(1)平成28年度介護保険事業の実績について (2)複合型サービス事業所の指定について (3)第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画の骨子について (4)計画策定に向けた追加調査について</p>
<p>第3回佐倉市高齢者福祉・介護 計画推進懇話会 【2017年(平成29年)11月17日】</p>	<p>(1)計画策定に向けた各種調査の結果について (2)第7期高齢者福祉・介護計画(素案)の検討について</p>
<p>第4回佐倉市高齢者福祉・介護 計画推進懇話会 【2018年(平成30年)1月15日】</p>	<p>(1)第7期高齢者福祉・介護計画の素案について (2)地域包括支援センターの評価結果について</p>
<p>第2回認知症対策検討会 【2018年(平成30年)2月8日】</p>	<p>(1)平成29年度認知症初期集中支援チーム活動状況 について (2)さくらパスの改訂について (3)その他</p>

平成30年度 佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募要領（案）
（創設及び増築）

1. 公募の趣旨

佐倉市では、第7期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、その一環として、老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームの整備について、千葉県からの求めに応じて佐倉市から「意見書」を提出するための選考に当たり、公平性及び透明性の確保を図るために行うものです。

応募に当たっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令及び関係通知並びに本要領を遵守し、関係機関等と事前相談を行ってください。

選定した法人については、佐倉市から千葉県に対し特別養護老人ホームに係る整備法人として意見書を提出します。

ただし、当該施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もありますが、この場合、市はいかなる責任も負いませんのであらかじめご了承ください。

2. 公募施設の概要

（1）事業種別及び整備量

種別		定員	形態	募集施設数
特別養護老人ホーム （広域型）	創設	100名	ユニット型 （一部ユニット型でも可）	1
	増築	50名以内	ユニット型 （一部ユニット型でも可）	1

※増築による既存部分との合計定員は、150名を上限とします。

※併設するデイサービスセンター、老人短期入所事業所の整備については応募者の任意とします。

（2）整備年度

平成31年度から平成32年度までの2か年とします。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件のすべてを満たす必要があります。

- （1）社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人で3年以上の運営実績があること。
- （2）増築については、市内で特別養護老人ホームを設置・運営している社会福祉法人であること。
- （3）介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- （4）介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。
- （5）所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、または過去に法人及び施設運営において重大な問題等を起こしていないこと。

- (6) 佐倉市暴力団排除条例（平成23年12月26日佐倉市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員（就任予定者を含む）等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (7) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 開設の条件等

(1) 対象地域

市内全域を対象としますが、公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

※地区計画の設定又は生産緑地指定等がされている場合も含め、建設計画地での開発について、必ず佐倉市役所市街地整備課等と事前に調整のうえ、計画の実現性を確認してください。

(2) 事業用地

自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要となる期間（50年以上）の地上権又は賃借権を設定・登記すること。この場合賃借料は無料又は極力低額であり、法人が当該賃借料を長期間に亘って安定的に支払う能力があると認められること。

事業用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※事業用地は抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、当該権利の抹消が確実なことを条件とします。

新たに事業用地を確保する場合であっても、応募時に土地を購入する必要はありません。土地の売買確約書等により状況を確認します。

(3) 地元説明について

施設整備及び運営に当たっては、周辺の環境に適合した外観とし、隣接地への日照権等にも配慮するとともに、地域住民の理解が得られるよう十分な説明を行ってください。地元及び近隣の自治会（町内会）、隣接住民及び隣接地の地権者に対しては説明会を実施し、説明経過に係る調書を作成してください。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、佐倉市に計画書を提出するための説明であり、現段階で施設整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行ってください。

なお、地域住民への説明は、形式的な同意書等を求めるものではありません。円滑に事業を進められるよう、住民に理解と協力を求めることが必要です。

※県との事前協議終了までに地元同意が得られない場合は、選定を取り消します。

(4) 建物・設備等の要件

建物・設備に関しては公共性を重視し、過度の投資により事業運営に支障が無いよう配慮すること。

施設基準は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）」及び「指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）」を遵守すること。

本公募への応募前に、必ず千葉県健康福祉部高齢者福祉課に整備計画の相談を実施すること。施設整備計画、開設に当たっては千葉県の指導に従うこと。

※参考 [「平成30年度～31年度における老人福祉施設建設の手引き」](#)

千葉県健康福祉部高齢者福祉課ホームページ

(5) 開設時期

平成32年度中に開設できること。

5. 資金計画

(1) 整備に必要な資金等について

特別養護老人ホームを設置しようとする場合には、建設時の資金及び開設後の運転資金等について、長期・短期の資金計画を立ててください。

(2) 施設整備に係る補助制度について

特別養護老人ホームの整備に当たっては、千葉県から補助金が交付される制度があります。詳細は千葉県のホームページで公開されている、[「老人福祉施設建設の手引き」](#)を参照し、必要に応じて千葉県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせてください。

(3) 融資制度について

特別養護老人ホームの整備に当たっては、独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることができます。

また、佐倉市産業振興課の実施する[ふるさと融資](#)を受けられる可能性もあります。ふるさと融資の活用を検討される場合は、佐倉市産業振興課に相談の上、借入金償還計画書に反映させてください。

6. 選定方法

(1) 整備法人の決定方法

整備法人は、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会事業者選考検討会による審査の結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 審査方法

審査は、書面審査及び面接審査を行います。

面接審査は、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います（応募者の出席は3名以内とします）。

なお、審査の結果、整備法人なしとする場合があります。

(3) 審査項目

I 配置計画及び建設用地に関する事項

① 適正配置

- ・都市計画との整合
- ・交通の利便性
- ・生活関連施設の整備状況

② 建設用地

- ・土地利用に関する法令規制等
- ・防災上の安全性の確保
- ・給排水関係
- ・用地の面積
- ・土地の所有権
- ・用地の抵当権設定等の有無
- ・道路事情
- ・地元調整

II 建物及び設備に関する事項

① 基準への適合

② 排水処理設備

III 運営に関する事項

① 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方

- ・応募の動機
- ・計画内容
- ・利用者処遇
- ・職員確保
- ・職員資質の確保
- ・地域との連携に関する考え方

② 人員基準

③ 設置定員

④ 低所得者への配慮

⑤ 保健、医療との連携

⑥ 地域における福祉サービスの拠点性

- ・地域の福祉サービス拠点としての機能
- ・地域住民との交流

IV 資金に関する事項

① 自己資金

- ・施設整備資金
- ・運転資金
- ・寄付

② 借入れ

- ・建設資金調達にあたり借り入れを行う場合の確実性
- ・償還の見通し

V 法人運営に関する事項

① 法人の組織運営

② 法人の運営施設

③ 法人の経営状況

(4) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、すべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を佐倉市ホームページで公表します。

7. 選考スケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。なお、状況によって日程等の変更を行う可能性もありますので、予めご了承ください。

応募書類受付期間	平成30年6月 1日(金)～ 平成30年7月 2日(月)
質問受付期間	平成30年6月 1日(金)～ 平成30年6月14日(木)
質問回答	平成30年6月20日(水)
第一次審査(書類審査)	平成30年7月中旬
第二次審査(ヒアリング審査)	平成30年7月下旬
選定結果通知	平成30年8月下旬

8. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

(1) 受付期間及び提出場所

- ・期間 平成30年6月1日(金)～平成30年7月2日(月)
※ 電話予約の上来庁してください。
※ 受付時間は、確認の都合上午前9時から午後4時までとします。
- ・場所 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 介護給付班(市役所福祉センター1階)

(2) 提出書類

提出書類は、次頁の表のとおりです。作成に必要な書式等については、佐倉市ホームページからダウンロードしてください。

本申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は一切認めません。なお、佐倉市の必要に応じ、市から書類追加及び補正等を求めることがあります。

契約者同士で原本を保管する必要がある、写しでの提出とする書類については、法人代表者名での原本証明を必ず行ってください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。

平成30年6月〇日

社会福祉法人 〇〇会

代表者 〇〇 〇〇 印

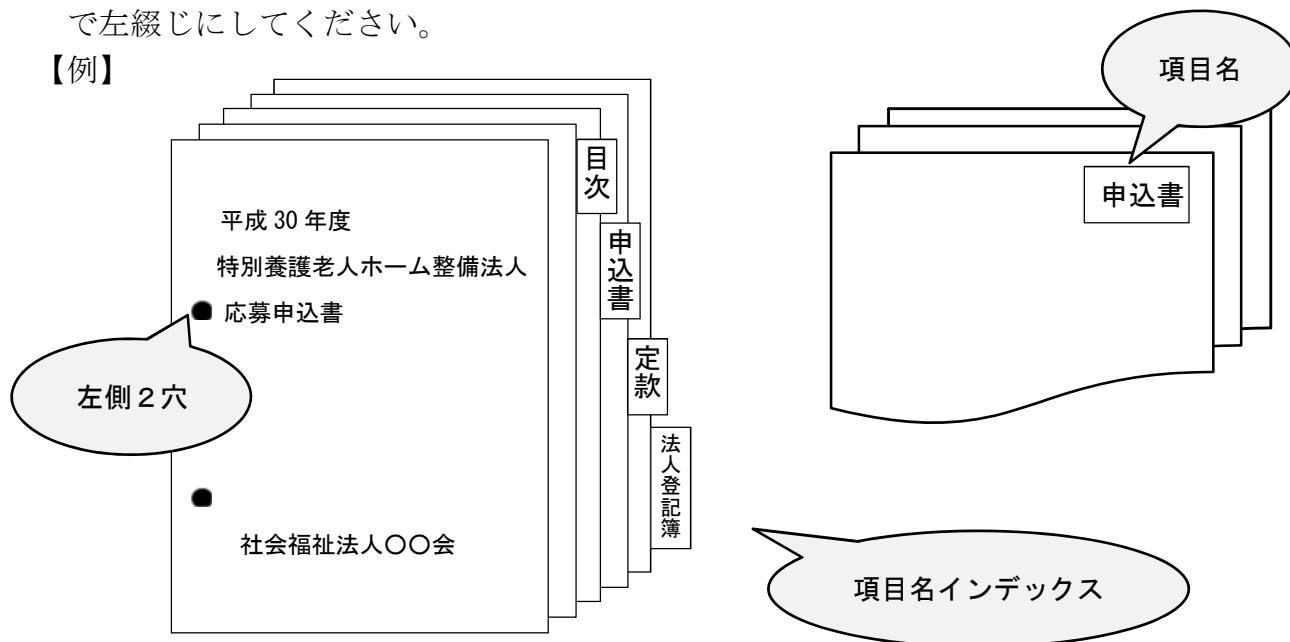
【提出書類一覧】

	内容	様式番号
1	平成30年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書	様式1
2	定款	—
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
4	理事長履歴書	様式2-1
5	役員・評議員名簿一覧表	様式2-2
6	法人概要一覧表	様式2-3
7	直近3カ年の決算書	—
8	直近3カ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
9	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
10	法人事業概要（パンフレット等）	—
11	施設等整備の動機等	様式3
12	事業計画書	様式4-1
13	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
14	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
15	土地の登記簿謄本	—
16	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
17	土地を購入する場合＝売買確約書	—
18	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
19	埋蔵文化財の有無	—
20	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式4-2
21	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4-3
22	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4-4
23	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—
24	事業工程表	様式5
25	位置図（縮尺1/2500程度）	—
26	建物配置図（A3判）	—
27	平面図（A3判）	—
28	立面図（A3判）	—
29	部屋別面積表	—
30	施設開設後の収支計画書（3カ年分）	—
31	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6
32	借入金償還計画書	—
33	管理者（施設長）予定者履歴書 資格証明書等	様式7-1
34	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-2
35	質問票 ※質問がある場合	様式8
36	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式9

(3) 作成上の注意

提出書類は、原則として日本工業規格A4版（図面はA3版）で作成し、表紙及び全体目次を付し、ページごとに右肩に項目名とページ番号を表記し、項目ごとに項目名を記したインデックスを付してください。各書類はファイル・バインダー等で左綴じにしてください。

【例】



9. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 不備・不足等がある申請は受付できませんので、提出日には余裕を持ってください。
- (3) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 本応募における用地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。
- (6) 事業者評価後の協議において以下のア～エに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。
 - ア. 必要な許認可が取得できない場合
 - イ. 資金計画に大幅な変更が生じた場合
 - ウ. 事業計画の変更が生じた場合
(定員、計画地の変更、その他本要領の要件に適合しない変更等)
 - エ. その他事業を執行する上で支障等が発生した場合
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。

10. 質問等の受付について

(1) 受付期間

平成30年6月1日（金）から6月14日（木）午後5時まで

(2) 質問票の作成について

質問票（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成してください。

(3) 提出方法

FAX又は電子メールにより送信のうえ、送信後は、10. の担当宛に電話による着信確認をしてください。なお、電話及び口頭での質問はご遠慮ください。

11. 担当・お問い合わせ

佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市福祉部高齢者福祉課介護給付班

電話 043-484-6174

FAX 043-486-2503

E-mail koureishafukushi@city.sakura.lg.jp

提出書類等一覧

	内容	様式番号	必須	有無	頁	備考
1	平成30年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書	様式1	◎			
2	定款	—	◎			
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—	◎			
4	理事長履歴書	様式2-1	◎			
5	役員・評議員名簿一覧表	様式2-2	◎			
6	法人概要一覧表	様式2-3	◎			
7	直近3カ年の決算書	—	◎			
8	直近3カ年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—	○			
9	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—	○			
10	法人事業概要（パンフレット等）	—	◎			
11	施設等整備の動機等	様式3	◎			
12	事業計画書	様式4-1	◎			
13	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—	◎			
14	周辺地図（敷地周辺の写真）	—	◎			
15	土地の登記簿謄本	—	◎			
16	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—	○			実印を用いたものの写しを提出 印鑑証明を添付
17	土地を購入する場合＝売買確約書	—	○			
18	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—	○			
19	埋蔵文化財の有無	—	○			市教育委員会の証明書（写）を添付
20	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式4-2	◎			未実施の場合、予定を添付
21	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式4-3	◎			
22	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式4-4	◎			
23	下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—	◎			
24	事業工程表	様式5	◎			
25	位置図（縮尺1/2500程度）	—	◎			
26	建物配置図（A3判）	—	◎			
27	平面図（A3判）	—	◎			
28	立面図（A3判）	—	◎			
29	部屋別面積表	—	◎			
30	施設開設後の収支計画書（3カ年分）	—	◎			
31	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6	◎			様式に記載の添付書類を確認
32	借入金償還計画書	—	◎			融資ごとに作成
33	管理者（施設長）予定者履歴書 資格証明書等	様式7-1	◎			資格証明書は写しを添付
34	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7-2	◎			
35	質問票	様式8				
36	応募辞退届	様式9				

※様式の設定がないものは任意の様式とします。

※必須欄について

◎…必須 ○…該当時必須

※有無欄は、提出書類がある場合は、「○」、該当無「—」等明示してください。

※頁欄は、提出書類にしておし番号を付し、そのページを記入してください。

担当者連絡先（提出していただいた内容について問い合わせをする際の担当者名と連絡先を記入してください）			
事業者名			
担当者名			
住所			
電話	電話	FAX	(e-mail)

平成 3 0 年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書

平成 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地
 法人名
 代表者職氏名
 電話番号

㊟

標記の件について、別紙関係書類を添えて応募いたします。

申請者	ふりがな			
	名 称			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー 都県)		区市町村
		ビルの名称等		
	連絡先	電話番号		
		F A X 番号		
		E-mail ※1		
法人の種別	社会福祉法人	法人所轄官庁	千葉県・佐倉市・その他 ()	
応募事業	事業予定地	(郵便番号 ー 県) 市		
	特別養護老人ホーム	創設・増築		

※1 個人ではなく、組織のメールアドレスを記入してください。

※2 併設を希望する介護サービスの種類をご記入ください。(例) 通所介護

役員名簿一覧表

法人名													平成 年 月 日現在	
区分	氏名	年齢	住所	職業	親族等の特殊関係	役員の資格等				他の社会福祉法人の代表者への就任状況		備考（役員の資格に関する具体的記述等）		
						学識経験者	地域福祉関係者	施設長資格の有無	担当業務	有無	法人の名称			
1	理事長									有				
2	理事									無				
3	理事									無				
4	理事									無				
5	理事									無				
6	理事									無				

区分	氏名	年齢	住所	職業	監事となるための資格等	備考
1	監事					
2	監事					

施設等整備の動機

1. 本件に応募された理由
2. 新施設の目指すもの（運営に対する意欲、運営上の特徴・重点策について）
3. 施設設置・運営に対する基本的事項について
<p>(1)施設運営にあたっての基本理念及び運営方針について 施設運営にあたり、入所者の福祉を図るための介護目標、環境(人的・物的)、運営方針等について記入してください。</p>
<p>(2)入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて 入所者、家族のプライバシー等の情報管理に対する取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(3)相談・苦情への考え方と取り組みについて 入所者や家族等からの相談や苦情に対する取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(4)安全対策の考え方と取り組みについて 施設内外での事故防止、危機管理、非常災害発生時の対応などの安全対策についての考え方と取り組みについて具体的に記入してください。</p>

<p>(5) 消防計画及び消防訓練の取り組みについて 消防計画及び消防訓練の取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(6) 衛生管理の考え方と取り組みについて 衛生管理の考え方と取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(7) 職員の確保、職員研修の考え方と取り組みについて 職員の確保、職員研修の考え方と取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(8) 自己評価・第三者評価などの取り組みについて 自己評価・第三者評価などの取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(9) 情報公開等に対する考え方と取り組みについて 入所者等が介護老人福祉施設を選択する上で、情報公開は非常に重要となります。情報公開についての考え方と取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(10) 虐待防止に対する取り組みについて 虐待防止に向けた考え方と取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(11) 身体拘束・事故防止に対する取り組みについて 身体拘束・事故防止に対する取り組みについて具体的に記入してください。</p>
<p>(12) 利用者の心身の状況等の把握について 利用者の心身の状況等の把握について具体的に記入してください。</p>

(13) 多様化する介護サービス需要への対応について
多様化する介護サービス需要への対応について具体的に記入してください。

①生活支援(給付費対象サービス)【相談・援助、訓練、介護、事業所外支援、健康管理、創作活動、生産活動】

②上記生活支援サービス等(介護給付費対象外サービス)【食事＝サービスの内容、金額等……】

(14) 地域との連携の考え方と取り組みについて
入所者が地域社会の一員として生活できるよう、地域活動への参加や協力体制、また、地域ボランティアの受入等について具体的に記入してください。

(15) 職員配置の考え方と具体的な配置について
職員配置について具体的に記入してください。また、独自の配置基準がある場合には具体的に記入してください。

※適宜、枠調整を行い記入してください。

事業計画書

1 施設整備計画

(1) 特別養護老人ホーム (創設・増築)

		名称	ユニット数	1ユニット定員	ユニット以外定員	合計定員
施設等種別	特別養護老人ホーム					
	併設ショートステイ※					
敷地面積		㎡				
延床面積		㎡				
建物構造		階数	階			

※ショートステイを併設する場合記入

(2) 居住費等の設定 ※設定根拠を添付

・居住費 _____ 円/日 ・食費 _____ 円/日 ・その他 _____ 円/日

(3) その他併設を予定する施設又は事業

施設等種別	定員	人
	定員	人

(4) 既存施設の概要 ※増築の場合記入

施設等種別	特別養護老人ホーム	定員	床	併設施設	定員	人
					定員	人
敷地面積		㎡				
延床面積		㎡				
建物構造		造		階建		

2 建設予定地の確保

予定地のすべての地番を記載してください。適宜行を追加してください。

地番	地目	地積 (公簿)	現在の所有者	寄付、買取賃借の別	造成工事既存構造物	その他 (売買及び賃貸の場合は、その契約額を記入。賃貸の場合は月額。)
佐倉市						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
						(円)
合 計						(円)

3 敷地の状況

都市計画の状況	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域					
用途地域	地域	面積制限	建ぺい率	%	容積率	%
その他の区域、地域、区域等	その他 (<input type="checkbox"/> 農業振興地域 <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 自然公園)					
土砂災害確認等情報	印旛土木事務所への確認状況		確認済み ・ 未確認			
	確認結果					
道 路	建築基準法 条 第 項 第 号該当			「不適合」の場合、その対応		
	幅員 m		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合			
文化財の有無	敷地内に <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し (市教育委員会の証明書を添付すること。)			「有り」の場合、その対応		
電 気	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：			
ガ ス	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：			
上水道	敷地内に <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		対応：			
排水処理	放流先	<input type="checkbox"/> 有 (放流先：) <input type="checkbox"/> 無 (対応：)				
	処理方法	<input type="checkbox"/> 公共下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽処理				
浄化槽処理の場合	処理区域	建築基準法施行令第32条に規定する区域 <input type="checkbox"/> 内 (令第32条第 項 第 号該当) <input type="checkbox"/> 指定無し その他市の行政指導の有無 <input type="checkbox"/> 有り (内容：) <input type="checkbox"/> 無し				
		処理能力	一日当たり： m ³ 、処理対象人数： 人、放流水質：BOD ppm			
	処理方式					
	設置形態	<input type="checkbox"/> 地中埋設 <input type="checkbox"/> 地上設置 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	メーカー名					
	整備金額	円 (税込)				

4 近隣への説明状況等

近隣地主への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等 (隣接者等) を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
建設地の近隣自治会等への説明	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 実施中 <input type="checkbox"/> 計画中	地元説明経緯個別調書等 (隣接者等) を添付すること。 途中経過及び今後の予定を添付すること。 今後の予定を添付すること。
下水道、排水について	<input type="checkbox"/> 公共下水道 (管理者と協議済み。) <input type="checkbox"/> 浄化槽処理 (水利権者と協議済み。) <input type="checkbox"/> 計画中	今後の予定を添付すること。

5 建設予定地までの交通条件

交通の状況	最寄駅又はバス停	線	駅
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、自動車 分

6 協力予定医療機関等

協力（予定）医療機関	病院名	名称：	診療科目：
	所在地		
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、バス・自動車 分
協力（予定）歯科医療機関	病院名	名称：	診療科目：
	所在地		
	施設からの距離	距離： km	時間：徒歩 分、バス・自動車 分

7 連絡先

	(ふりがな)	住 所
法人代表者		〒
	電話番号	
	FAX番号	
事務担当者 (書類等送付及び連絡先)		〒 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他 ()
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	
設計会社 (担当者を併記)		〒
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

地域住民との話し合いの経過及び状況

自治会の同意の経過及び状況

日	時	内 容

隣接地権者の同意の経過及び状況

日	時	内 容

※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（隣接地権者）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が作成することとする。）	
整備しようとする施設等の種類 ・名称・所在地・経営主体等	
隣接地権者（占有者）の住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設等の責任者等。なお、コンサルタントや設計会社のみで行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に対する意見	
説明相手方の意見に対し整備しようとする者の回答及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）

本調書作成者氏名・印 （法人理事長又は設立者が作成することとする。）	
整備しようとする施設等の種類 ・名称・所在地・経営主体等	
隣接地権者（占有者）の住所・氏名・連絡先	
説明年月日	
説明の相手方氏名及び隣接地権者等との間柄	
説明を行った者の職・氏名 （整備をしようとする施設等の責任者等。なお、コンサルタントや設計会社のみで行った説明は除く。）	
説明相手方の施設等整備に対する意見	
説明相手方の意見に対し整備しようとする者の回答及び対応	
その他特記事項	

※近隣者、自治会等の区別をすること。
 ※経過報告が分かるものであれば、任意様式で対応可。

事業工程表

年度		平成31年度												平成32年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計																									
実施設計	実施計画作成																								
	積算																								
建築確認																									
要望書提出																									
内示																									
入札・契約																									
建築工事																									
工事出来高																									

※適宜項目名、枠調整を行い記入してください。

事業費・資金調達内訳等一覧表

施設名：

法人名：

		金額（単位：円）	比率
1 事業費	用地費		
	施設整備費		
	設計監理費		
	設備（備品）費		
	運転資金（開設後3か月分）		
	法人事務費		
	合計		

2 資金調達内訳	用地費	福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
		小計		
	施設整備費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
	小計			
	設備（備品）費	補助金		
		福祉医療機構借入金		
		市中金融機関借入金		
		自己資金		
		寄附金		
	小計			
	運転資金 （開設後3か月分）	自己資金		
		寄附金		
		小計		
	法人事務費	自己資金		
		その他		
	合計			
補助金計				
借入金内訳（再掲）	福祉医療機構借入金			
	市中金融機関借入金			
借入金計				
自己資金計				
合計				

(注記)

- (1) 運転資金として年間事業費の1/2分の3以上に相当する運用資金を計上すること。
(借入金自己資金として認められません。)
 - (2) 法人事務費として、開設までに必要な額(例:事務所代、入札準備代、収入印紙代、開発前人件費、登記手数料、固定資産税等)を計上すること。
 - (3) 施設整備費、設備(備品)費について可能な限り根拠となる見積書等を添付して下さい。
 - (4) 寄附金を財源として見込む場合は、項目ごとに寄付者、金額がわかる書類及び次の書類を添付して下さい。
- ・個人から寄付金を見込む場合
 - ①贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ②寄付者の資産及び負債の状況一覧表
 - ③預金残高証明書または預金通帳写し
 - ④贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑤不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付
 - ・法人から寄付金を見込む場合
 - ①法人の議決機関の議事録写し
 - ②法人登記簿謄本
 - ③直近3ヶ年の決算書
 - ④直近3ヶ年度分の法人市区町村民税納税証明書
 - ⑤贈与契約(確約)書写し(実印、印鑑証明添付)
 - ⑥贈与金の源泉を説明できる資料
 - ⑦不動産売却等の場合は売買契約書写し及び印鑑登録証明書原本を添付

管理者（施設長）予定者履歴書

平成 年 月 日現在

ふりがな			生年月日	
氏名				
本籍地				
現住所				
学歴	取得年月	資格取得等		
職歴	期間（年月）	勤務先		
その他の社会的活動履歴	期間（年月）	役職等の経歴		
資格の有無	有	無	資格内容（資格のない場合の取得計画）	

従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表

【記入例】

（ 年 月分）

サービス種類（ 介護老人福祉施設 ）

設名（

職種	勤務形態	氏名	第1週							第2週							第3週							第4週							4週の合計	週平均の勤務時間	常勤換算後の人数	備考
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28				
(記載例)																																		
管理者	B	佐倉次郎	⑥	休	⑥	⑥	⑥	⑥	休	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	⑥	⑥	休	⑥	⑥	⑥	休	80	20	兼務 (計画作成担当者) 兼務 (管理者) 準看護師			
計画作成担当者	B	佐倉次郎	⑦	休	⑦	⑦	⑦	⑦	休	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	⑦	⑦	休	⑦	⑦	⑦	休	80	20				
看護職員	A	佐倉太郎	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	②	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	160		40		
介護職員	A	佐倉花子	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤		160	40	
介護職員	A	佐倉二三子	休	②	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	休	①	③	④	⑤	休	②	①	③	④	⑤	休	休	①	③	160	40		

- 備考 1 *欄には、当該月の曜日を記入してください。
- 2 申請する事業に係る従業者全員（管理者を含む。）について、4週間分の勤務すべき時間数を記入してください。下表を使い、勤務時間ごとに区分して番号を付し、その番号を記入してください。（記入例参照）
- 3 職種ごとに下記の勤務形態の区分の順にまとめて記載し、「週平均の勤務時間」については、職種ごとのAの小計と、B～Dまでを加えた数の小計の行を挿入してください。勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：常勤以外で専従 D：常勤以外で兼務
- 4 常勤換算が必要な職種は、A～Dの「週平均の勤務時間」をすべて足し、常勤の従業者が週に勤務すべき時間数で割って、「常勤換算後の人数」を算出
- 5 算出にあたっては、小数点以下第2位を切り捨ててください。
- 6 当該事業所・施設に係る組織体制図を添付してください。
- 7 各事業所・施設において使用している勤務割表等（既に事業を実施しているときは直近月の実績）により、職種、勤務形態、氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は、その書類をもって添付書類として差し支えありません。
- 8 備考欄に、兼務状況（兼務職種名等）を記入してください。

※ 当該事業所における勤務時間区分を記入してください。（記入例）

勤務時間区分	時間数	勤務時間区分	時間数
① 6：00～15：00	8時間	⑤ 0：00～9：00	8時間
② 8：30～17：30	8時間	⑥ 8：30～12：30	4時間
③ 12：00～21：00	8時間	⑦ 13：30～17：30	4時間
④ 15：00～24：00	8時間	⑧	時間

質 問 票

(宛先) 佐倉市福祉部 高齢者福祉課 平岡・伊藤 行

☎	043-484-6174	fax	043-486-2503
E-mail	koureishafukushi@city.sakura.lg.jp		

件 名	平成30年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募に関する質問		
送 付 先	送信日	平成30年 月 日 ()	
	法人名		
	担当者		
	所在地		
	電話番号		
	FAX番号		
	E-mail		
質 問 事 項 ※	①		
	②		

※ 質問事項は、内容は簡潔に、一問一答となるよう、箇条書きで記入して下さい。

※ 適宜行追加して下さい。

※ 質問票の送信後は、必ず電話による着信確認を併せて実施して下さい。

応募辞退届

平成 年 月 日

(宛先) 佐倉市長

所在地	
法人名	
代表者職氏名	印
電話番号	

平成●年●月●日付けで、貴市へ平成30年度 特別養護老人ホーム整備・運営法人公募申込書を提出したところですが、下記理由により辞退することになりましたので届出いたします。

【辞退理由】

連絡担当者氏名	
電話番号	
携帯番号	
FAX番号	
メールアドレス	

佐倉市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準(案)

一次審査			二次審査 (採点制)			
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	採点
I 配置計画及び建設用地に関する事項						
1 適正配置						
(1) 都市計画との整合		-	都市計画との整合		市街化区域である。	5
					市街化区域内でない。	0
(2) 交通の利便性		-	交通の利便性		駅・バス停から直線距離で200m未満である。	5
					駅・バス停から直線距離で200m以上500m未満である。	3
					駅・バス停から直線距離で500m以上である。	0
(3) 生活関連施設の整備状況		-	生活関連施設の整備状況		周辺に、公共施設及び商店や金融機関等があるなど、入所者などの生活の利便性が高い(全てが直線距離で500m未満)。	5
					公共施設、商店、金融機関等の内、どれかがやや離れているが、生活上特段の支障はない(いずれかが直線距離で500m以上)。	3
					周辺に、公共施設、商店、金融機関等がなく当該予定地のみ孤立した環境にある(全てが直線距離で500m以上)。	0
2 建設用地						
(1) 土地利用に関する法令規制等	当該用地が農地法、都市計画法その他の土地利用に関する各種法令等による規制に適合し、開発許可が得られる見通しがあること。	適・否	土地利用		埋蔵文化財包蔵地ではない(埋蔵文化財包蔵地であるが、発掘調査の必要がない場合も含む)。	5
					上記以外。	0
(2) 防災上の安全性の確保	急傾斜地、土砂災害危険箇所、洪水多発地域ではない等、防災面からみて入所・通所者の安全性が確保されていること。	適・否	-	-	-	
(3) 給排水関係	水利組合等地域の同意が得られていること又は得られる見込みがあること。給水、雨水排水や汚水雑排水において問題がないこと。	適・否	-	-	-	
(4) 用地の面積	建物に対して十分な用地面積が確保されていること。 敷地内に駐車場及び避難場所が確保できない場合、近隣にそれぞれ確保すること。	適・否	土地面積		外来等の駐車場及び避難場所が確保でき、緑化等ゆとりのある生活環境を整備できる面積がある(建ぺい率が50%未満)	5
					外来等の駐車場及び避難場所が確保できる最低限の面積がある(建ぺい率が50%以上70%未満)	3
					上記以外。	0

一次審査			二次審査（採点制）			
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	採点
(5) 土地の所有権	当該用地が次のいずれかに該当すること。 ①自己所有であること【登記簿等により確認】。 ②購入予定の場合又は寄付を受ける予定の場合は、確実な履行が認められること【全ての土地所有者の譲渡確約書又は売買契約書又は寄付確約書で確認。いずれも実印を使用し、印鑑登録書が添付されていること】。 ③借地の場合は事業に必要な土地について、30年以上の地上権又は賃借権が設定されているなど確実な賃貸借が見込まれること。また、地代について、長期にわたり支払いの能力が認められること【地上権登記誓約書（確約書）又は賃借権登記誓約書（確約書）又は賃貸借契約書（確約書）（実印使用、印鑑証明添付）で確認】。	適・否	土地の所有形態	事業の継続に必要な期間において各実に土地が使用できるか。	自己所有（土地寄付、購入予定を含む）である。	5
					上記以外。	0
(6) 用地の抵当権設定等の有無	福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定されていないこと【登記簿謄本の原本で確認】。 これら以外に抵当権が設定されている場合は、当該抵当権が確実に解除できる見込みがあること【抵当権解除に係る確約書、抵当権を解除する財源が確認できるもの（資金提供者の確約書、所得証明、残高証明書等）で確認】。 また、今後において、借入等により福祉医療機構（協調融資含む）以外の抵当権が設定される見込みがないこと。	適・否	—	—	—	—
(7) 道路事情	工事用・運管用車両及び緊急車両等の侵入に十分な道路が確保されていること。	適・否	—	—	—	—
(8) 地元調整	施設周辺の住民の反対がないこと。	適・否	—	—	—	—
II 建物及び設備に関する事項						
1 基準への適合	建物・設備に関し、千葉県の確認を受けていること。	適・否	—	—	—	—
2 排水処理設備	下水道、浄化槽等適切な排水処理設備がなされていること。	適・否	—	—	—	—

一次審査			二次審査（採点制）				
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	採点	
Ⅲ 運営に関する事項							
1 施設設立（増床等を含む）に当たっての法人の考え方							
	(1) 応募の動機	—	法人、法人代表者、施設長（予定者）等の取り組み	応募書類及びヒアリングにより採点	明確かつ適切な応募動機があるか。高齢者福祉に高い見識と熱意を有しているか。	5	
	(2) 計画内容	—			新施設設置・運営にあたっての基本理念及び方針は適切か。新施設設置・運営にあたり評価できる特徴・重点策等があるか。佐倉市、周辺市町の人口動態、推計が適切に理解・反映されているか。	5	
	(3) 利用者処遇	—			利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制の整備が計画されているか。虐待防止、身体拘束防止、事故防止について、明確に示されているか。苦情発生時の受付・解決・再発防止体制が考えられているか。	5	
	(4) 職員確保	—			施設長（予定者）は必要な資格、十分な経験を有しているか。	5	
	(5) 職員資質の確保	—			人材確保、採用・育成計画、離職防止等に関する考え、体制等が整っているか。	5	
	(6) 地域との連携に関する考え方について	—			地域活動への参加・協力、ボランティアの受け入れや関係機関との連携などが考えられているか。また、具体的な交流活動計画等を有しているか。	5	
2	人員基準	施設長予定者は必要な資格を有しているか。			—	—	—
		基準に適合した人員配置が提案されているか。	—	—	—	—	
3	設置定員	市計画の実現に必要な定員数となっているか。	—	定員数	定員数は100人（創設）又は50人（増築）確保されているか	定員数は100人（創設）又は50人（増築）である 上記未満。	0 -5

一次審査			二次審査（採点制）			
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	採点
4 低所得者への配慮	低所得者の入所について配慮する見込みがあるか。	—	低所得者への配慮		低所得者の入所について配慮する計画がある。	5
					上記以外。	0
5 保健、医療との連携	嘱託医、協力医療機関があること【協力医療機関との契約書、確約書等で確認】	適・否	協力医療機関・協力歯科医療機関		協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km未満である。	5
					協力医療機関・協力歯科医療機関との直線距離がそれぞれ1km以上である。	0
6 地域における福祉サービスの拠点性						
(1) 地域の福祉サービス拠点としての機能		—	地域サービスの拠点性		居宅系サービスを併設するなど（近隣に設置予定又は設置済含む）、多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設である。	5
					多機能化（居宅サービス機能との位置的及び体制的連携）に配慮した施設でない。	0
(2) 地域住民との交流	地域住民との交流が十分見込めること	適・否	地域との交流		地域に開放された専用の交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	5
					地域に開放された専用でない交流スペースがあり、具体的な活用計画が策定されている。	3
					上記以外。	0
IV 資金に関する事項						
1 自己資金						
(1) 施設整備資金	自己資金を十分に有していること。	適・否	自己資金	自己資金比率がどの程度か	自己資金比率 20%以上の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	5
					自己資金比率 10%以上20%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	3
					自己資金比率 10%未満の場合。 （自己資金（借入金を除く）/総事業費）	0
(2) 運転資金	年間事業費の12分の3以上を確保する見込みがあること。	適・否	—	—	—	—
(3) 寄付	寄付が確実に行われる見込みがあること。 【実印が使用された贈与確約書等、印鑑登録証明書で確認】 【贈与者の所得証明、残高証明書で確認。】	適・否	—	—	—	—
2 借入れ						
(1) 建設資金調達にあたり借り入れを行う場合の確実性	建設資金調達にあたって借入を行う場合には確実性が担保されていること。	適・否	—	—	—	—
(2) 借入金償還の見通し	累積借入金も含め、妥当な範囲で償還計画が作成されていること。	適・否	—	—	—	—

一次審査			二次審査（採点制）			
審査項目	審査基準	適否	審査項目	評価項目	評価項目	採点
V 法人の運営に関する事項						
1 法人の組織運営	過去の法人運営において不適切な行為により行政処分を受けていないこと。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当しないこと。	適・否	—	過去3年間で行政処分を受けていないか。又は欠格事項に該当していないか。	過去3年間に不適切な行為により行政処分がなされたことがある。または、介護保険法第86条第2項各号に規定する指定の欠格要件に該当している。	—
	行政処分を受け、是正措置が完了していること。	—	運営方針	過去3年間の指導監査等における指摘事項の是正が完了しているか。	過去3年間の指導監査等における指摘事項の是正が完了している。 過去3年間の指導監査等における指摘事項の是正が完了していない。	0 -5
2 法人の運営施設	既に介護保険関連施設を運営していること。	—	運営施設		介護保険制度における施設系サービスを既に運営している。	5
					介護保険制度における施設系サービスは運営していないが、居宅系サービスを運営している。	3
					上記以外。	0
3 法人の経営状況	財務状況が健全であること。	適・否	—	—	—	—